

月未滿三十日以下ノ被ノ一月月ヲ増ニ母ニ二日分ヲ増ニ  
ニ訂シ

(一) 第一調停案

一 債金増額ノ因妻長意見ノ通ニテ宜ク  
ニ其ノ他人各件ノ大正十三年二月迄ニテ保面シテ

ハ調停者責任ヲ以テ取善ノ方法ヲ講ス

(二) 第二調停案

一 債金増額ニ要スル半額ヲ前設要求ニ認

ス解雇年當六ヶ月未滿ニ十日方 二月ヨリ増ハ

増

ニ其ノ他ハ調停者ノ一任

但し解雇者トナシテ今後三月及身許ヲ保法ニシテ片断体

ニ其ノ日ハ解雇者トナシトスルニ今水例カ解雇者トスル時ハ  
當ノ措置ヲ講スルニトテ内示セリト

( )

12. 27  
127

雄勝製材会社職工盟休件

(秋田)

雄勝郡湯田町法合社ハ木材思不換ノ余波リノ後ニ已ク多條ノ  
中ノ十日ヨリ工賃一割値下シ今更行ク先妻亦此ノ値下スル  
秋田木材湯田製材所社職工如ク何等ノ要求ノ為メ  
協合社職工伊藤伊助外十四名ハ之ヲ拒絶シ九月八日今社ニ要求  
先令社職工等以テ拒絶シ今社ニ白濁者伊藤伊  
三名ハ解雇ノ意ヲ以テ今更協工等亦ハ協成ノ意ニテ協成  
件ニ至リ

(二月十四日連動)